

大口町告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、平成29年3月1日付で指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年大口町規則第11号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月1日

大口町長 鈴木雅博

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の名称	医療法人医仁会
主たる事務所の所在地	愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目129番地
事業所の名称	相談支援事業所 太郎と花子
事業所の所在地	愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目10番地
指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類	特定相談支援事業 障害児相談支援事業
事業の主たる対象者	特定無し
特定相談支援事業 事業所番号	2332500038
障害児相談支援事業 事業所番号	2372500047